

川崎市保育所における医療的ケア児受入れガイドライン

令和8年10月（改訂）

川崎市こども未来局

はじめに

医療技術の進歩等により、日常生活において医療的ケアを必要としている児童の数は年々増加しており、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。そうした中で、平成28(2016)年の児童福祉法の改正により、地方公共団体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされました。

こうした状況を背景として、本市では、平成28(2016)年度から、各区1か所の公立保育所7園において、たんの吸引、経管栄養、導尿を必要とする医療的ケア児を受け入れてきました。

さらに令和3(2021)年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるよう国・地方公共団体の責務が明確化され、医療的ケア児への具体的な支援がより一層求められました。このことから、さらなる受入れ体制の拡充を進め、令和4(2022)年度には各区2か所の公立保育所、令和5(2023)年度からは、各区3か所の公立保育所全園での受入れを可能とするとともに、保護者同伴で、同年齢の園児と遊びや活動を体験する交流保育、医療的ケア児の集団経験や保護者のレスパイトケアの場の提供を目的とした一時預かり保育などの取組を実施しました。

令和7(2025)年9月から医療的ケアが必要な疾病、障害により集団保育が困難な児童を対象に、居宅訪問型保育事業を開始しました。

今後も、医療的ケア児の円滑かつ安心・安全な保育所等での受入れを推進するために、基本的な考え方や留意すべき点などについてまとめた「川崎市保育所における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインを活用し、保育所等での医療的ケア児の円滑な受入れ、利用が図られるよう今後も取り組んでいきます。

令和7年12月

川崎市 こども未来局

=== 目 次 ===

第1章 基本的事項 ……1

- 1 ガイドラインの目的
- 2 用語の定義
- 3 医療的ケアを必要とする児童の保育実施に関する概要
 - (1) 入所の対象となる児童
 - (2) 実施施設
 - (3) 対応できる医療的ケアの内容
 - (4) 医療的ケア対応者の役割(職種別)
 - (5) 医療的ケアの対応時間と保育時間
 - (6) 事業所内保育事業
- 4 基本的な流れ
 - (1) 基本的な流れの説明

第2章 医療的ケア児の保育について ……8

- 1 入所前の面談
- 2 慣れ保育の実施
- 3 通常保育の実施
 - (1) 登園時
 - (2) 保育活動
 - (3) 医療的ケア
 - (4) 降園時
- 4 行事や園外保育について
- 5 医療機器等に関する確認
- 6 日常の保育実施の留意点
 - (1) 園内での理解
 - (2) 園内での感染症の対応
 - (3) その他

第3章 安全管理 ……11

- 1 緊急時の対応
 - (1) 平常時の備え
 - (2) 緊急時の対応
- 2 災害発生時(自然災害による避難等)の対応
 - (1) 平常時の備え
 - (2) 災害時の対応

3 リスクマネジメント

第4章 関係機関との連携 ……12

- 1 関係機関との連携
 - (1) 主治医・在宅医等
(入所前、入所後の医療的判断の確認)
 - (2) 嘱託医(園医)
 - (3) 医療的ケアに関するフォロー体制

第5章 居宅訪問型保育事業の流れ ……13

第6章 保育所入所以外の支援 ……14

- 1 交流保育
 - (1) 実施園
 - (2) 対象者
 - (3) 実施日・時間等
- 2 一時預かり保育
 - (1) 実施園
 - (2) 利用区分
 - (3) 定員
 - (4) 利用の対象となる児童
 - (5) 利用日時
 - (6) 医療的ケアの実施者
 - (7) 基本的な流れ
 - (8) 利用開始について
- 3 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
 - (1) 実施施設
 - (2) 利用区分
 - (3) 定員
 - (4) 対象者
 - (5) 利用可能時間
 - (6) 医療的ケアの実施者
 - (7) 利用開始について

第1章 基本的事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、医療的ケア児の受入れにあたり、必要となる事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れを図り、安心して安全な保育所の利用を推進していくことを目的としています。

2 用語の定義

- ・ 「医療的ケア」とは、主治医の指示に基づき実施する、治療を目的としない日常生活を営むために必要な医療行為です。
- ・ 「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことです。
- ・ 「保育・子育て総合支援センター」は、以下「保子セン」とします。
- ・ 「保育総合支援担当」は、以下「保育総合」とします。
- ・ 「川崎市保育所入所児童等健康管理委員会」は、以下、「健康管理委員会」とします。
- ・ 嘱託医（園医）は以下「園医」とします。
- ・ 川崎市では、各区地域みまもり支援センターで「保健所」と「福祉事務所」の業務を行い、福祉事務所は保育所等の利用調整を実施します。

川崎市保育所等入所児童等健康管理委員会

川崎市附属機関設置条例に基づいて設置された組織で、川崎市内の認可保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の入所児童が集団生活の中で保育が可能かを審議する機関です。入所に係る審議の他、年間を通じて病児、与薬及び除去食について審議を行っています。

3 医療的ケアを必要とする児童の保育実施に関する概要

(1) 入所の対象となる児童

- ・ 医療的ケアが必要で、かつ、他に重篤な症状がなく、主治医から集団での保育が可能(※)と診断され、病状の程度により安全な保育の提供と集団での保育が可能であると健康管理委員会で判断された児童です。
- ・ 集団での保育が可能と判断される要件は次のとおりです。

※ 医療的ケア児における集団での保育可能な要件について

- ☐ 症状が固定されているか快方に向かっており、悪化は想定できない状態である。
- ☐ 悪化が予想されるような基礎疾患、合併症、感染症によるリスクが低い。
- ☐ 常にバイタルチェックが必要ではないこと。頻回なケアが必要ではない。
- ☐ 集団生活を送ることが、その児童にとって健康への過度な負担とならない状態である。
- ☐ 家庭で日常的に保護者が医療的ケアを実施しておりその状態が安定している。
- ☐ 保護者や主治医の同意のもと、保育所職員による同行受診や面談等、主治医との適切な連携が可能であり必要な支援を得られる。

(2) 実施施設

- ・ 市内公立保育所全園及び一部の事業所内保育（「(6)事業所内保育事業」を参照）が受け入れ施設となります。
- ・ 入所状況により受け入れが難しい場合があります。

(3) 対応できる医療的ケアの内容

保育所で対応できる医療的ケアの内容については次のとおりです。

- ① たんの吸引（経鼻・経口、気管切開）
- ② 経管栄養（経鼻）及び経ろう孔（胃ろう・腸ろう）
- ③ 導尿（間欠導尿）
- ④ 酸素管理（一定の酸素流量で集団保育が可能な場合等）
- ⑤ 血糖測定、インスリンペン型注入器での注射
- ※ ④ ⑤の受入れ実施については以下の園となります。
 - ・ 川崎らしくる保育園・それいゆ保育園
 - ・ 公立保育園（大島保育園・河原町保育園・中原保育園・津田山保育園
・ 土橋保育園・土渕保育園・白山保育園）公立保育所における受入れは1歳児クラス以上となります。

(4) 医療的ケア対応者の役割(職種別)

保育所における医療的ケアについては、児童の状況を把握し、保護者との連携を緊密に取りながら心身の発達を促し安全に保育を進めます。

【園長】

- ・ 児童の状況の把握や保護者との情報共有を図り、安全・安心な保育を提供します。
- ・ 主治医、園医、保健師、関係機関や各行政機関等と連携を図ります。
- ・ 適切な職員を配置し、医療的ケア会議を定期的開催し、課題や成果等も含めた保育の状況を職員に周知し、円滑な運営を行います。

【看護師】

- ・ 基本的には保育所の看護師が医療的ケアを行います。不在時は代りの看護師が対応します。

【栄養士】

- ・ 児童の発育・発達状況、栄養評価、喫食状況、家庭での生活状況などを把握した上で、主治医の指示のもと、個々に応じた食事の計画を立て、内容や量を決め食事の提供をします。

【保育士】

- ・ 児童の状況に応じた保育を提供し、ケアが安全に行えるよう看護師と連携し、対応します。
- ・ 喀痰吸引等行為の個別研修（省令別表第三号研修）を受け、認定特定行為業務従事者（※）として神奈川県へ登録した保育士は、特定の児童に対して医療的ケアを行うことができます。

※ 認定特定行為業務従事者が実施可能なケアの内容

- ☐ 口腔内の喀痰吸引
- ☐ 鼻腔内の喀痰吸引
- ☐ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ☐ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ☐ 経鼻経管栄養

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」
（平成23年厚生労働省令第126号）による。

（5）医療的ケアの対応時間と保育時間

- ・ 医療的ケアの対応が可能な時間は、月～金曜日、午前8時30分～午後5時00分を基本とします。
- ・ 保育時間は、園長と保護者が面談し、児童の保育が必要な時間を考慮して決定します。



医療的ケアが必要なお子さんの保育所の利用
をお考えの方へ

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000150039.html>

（6）事業所内保育事業

川崎らしくる保育園及びそれいゆ保育園は事業所内保育事業となり、受入年齢は原則0歳～2歳児です。3歳児以降、お子さんの健康状況等によっては、同施設での保育を継続する場合があります。対応できる医療的ケアはたんの吸引、経管栄養・経ろう孔、導尿、酸素管理、血糖測定・インスリン注射となり、事前に施設にて入所検討を行います。

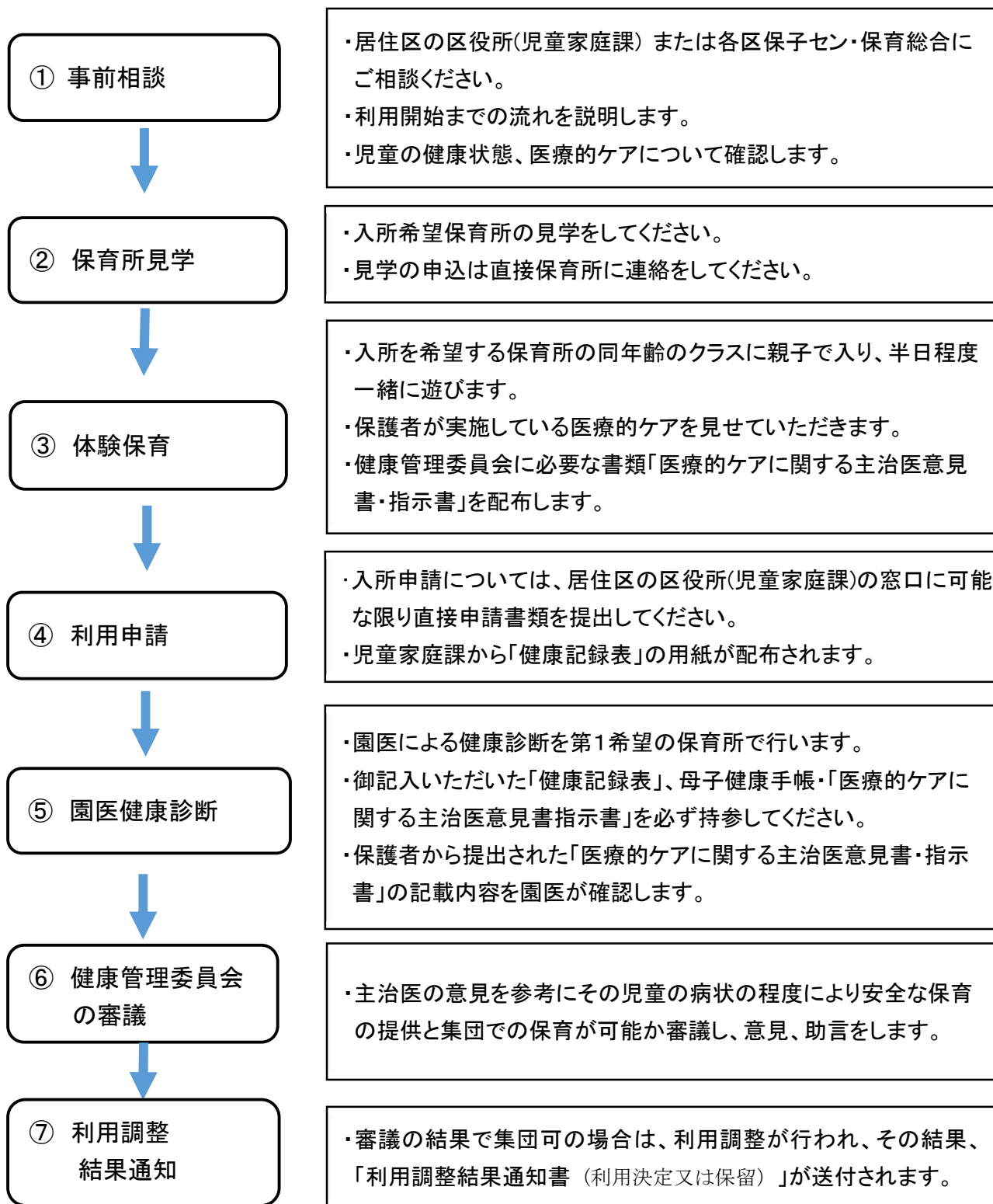
詳細については、個別に園にお問い合わせください。

お問合せ先と電話番号	
川崎らしくる保育園	044-589-6360
それいゆ保育園	044-959-3003

4 基本的な流れ（4月入所の場合）



川崎市：保育所等・幼稚園
・認定こども園利用案内
<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000170045.html>



(1) 基本的な流れの説明

① 事前相談

- ・ 居住区の区役所（児童家庭課）、または各区保子セン・保育総合に御相談ください。
- ・ 来所時には、区役所（児童家庭課）の担当者から入所に係わる基本的な流れと提出必要書類について説明します。
- ・ 医療的ケア児の保育の概要、窓口での申請方法、来所の日程調整など、医療的ケアにかかわる内容について、各区保子センまたは、保育総合の職員が同席し説明します。

＜医療的ケアに関するお問合せ先と電話番号＞ 月曜日～金曜日（祝日は除く）午前8時30分～午後5時00分		
区	各区役所 児童家庭課	各区保育・子育て総合支援センター または、保育総合支援担当
川崎区	川崎区役所 児童家庭課 044-201-3219	川崎区保育・子育て総合支援センター 044-201-3319
幸 区	幸区役所 児童家庭課 044-556-6688	幸区保育総合支援担当 044-556-6672
中原区	中原区役所 児童家庭課 044-744-3263	中原区保育・子育て総合支援センター 044-744-3288
高津区	高津区役所 児童家庭課 044-861-3250	高津区保育総合支援担当 044-861-3372
宮前区	宮前区役所 児童家庭課 044-856-3258	宮前区保育・子育て総合支援センター 044-856-3290
多摩区	多摩区役所 児童家庭課 044-935-3297	多摩区保育・子育て総合支援センター 044-935-3104
麻生区	麻生区役所 児童家庭課 044-965-5158	麻生区保育総合支援担当 044-965-5220

② 保育所見学

- ・ 入所希望保育所に、基本的に児童を連れて見学をしてください。
- ・ 園見学の申請は、希望保育所に保護者が直接連絡し日程調整を行ってください。
- ・ 園見学時には、各区保子センまたは、保育総合の職員が同行する場合があります。

③ 体験保育

- ・ 体験保育の申請は、保護者が入所希望保育所に連絡し日程調整を行ってください。
- ・ 保育所の同年齢のクラスでの保育を親子で体験（半日程度）します。
- ・ 保護者が家庭で実施している医療的ケアの実施内容を保育所が把握するために、ケアに必要な物品を持参してください。
- ・ 体験保育時には、各区保子センまたは、保育総合の職員が同席し、健康管理委員会の審議に必要な「医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」を渡します。
- ・ 「医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」の作成は、保護者から主治医に依頼していただきます。また、受診・書類作成等に係る費用は保護者負担となります。
- ・ 入所後に新たな医療的ケアが必要となったり、健康状態の変化等があったりした場合には、改めて健康管理委員会において審議をするため、書類の提出等が必要となる場合があります。

④ 利用申請

- ・ 世帯の状況により必要となる書類が異なりますので、事前に各区役所（児童家庭課）に御確認ください。
- ・ 申請に必要な書類を準備し、居住区の区役所（児童家庭課）窓口で直接申し込んでください。
- ・ 健康管理委員会への書類の提出に伴い、各園で園医健診を実施します。健診時に必要な書類「健康記録表」を児童家庭課から配布します。

⑤ 園医健康診断

- ・ 園医健康診断の前に保護者の同意のもと、保育所は園医と情報共有をします。
- ・ 各園にて園医による健康診断を実施します。日程については、保護者が直接第1希望の保育園に御連絡下さい。
- ・ 日程確認後、「医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」と御記入いただいた「健康記録表」・母子健康手帳を御持参の上、児童と一緒にお願いします。
- ・ 身体測定（身長・体重・頭位・胸囲）を行い、母子健康手帳を確認し園医による健診を行います。
- ・ 保護者から提出された「医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」の記載内容を園医が確認をします。
- ・ 園医は、児童の健康状態を把握する他、健康管理委員会へ審議の付託をします。

⑥ 健康管理委員会の審議

- ・ 健康管理委員会で、園医、主治医の意見を参考に、その児童の病状の程度により安全な保育の提供と集団での保育が可能か審議し、意見、助言をします。

⑦ 利用調整結果通知

- ・ 利用調整の結果、申請された児童の保護者宛てに「利用調整結果通知書」が送付されます。健康管理委員会にて審議の上、集団での保育が可能と判断され、福祉事務所長が利用を決定した児童は内定となり「児童票」が送付されます。
- ・ 随時入所の場合については、各区役所児童家庭課または、各区保子センまたは、保育総合に直接ご相談ください。
- ・ 既に医療的ケア児が在園している場合や複数の医療的ケア児が利用を希望している場合、園の体制等の事情によっては、利用を希望しても入所できないこともあります。なお、複数の入所申請があった場合には、保育の必要性等を踏まえて利用調整する場合もあります。



第2章 医療的ケア児の保育について

1 入所前の面談

園長、看護師、保育士、必要に応じて栄養士が保護者と入所前に面談を行います。医療的ケアに関すること、保育上の留意点や緊急時対応方法、食事配慮が必要な場合の内容と慣れ保育の実施予定、保育時間について確認します。また、必要に応じて、関係機関との情報共有のためにカンファレンスを行うこともあります。

保育所で行う医療的ケアについて、「医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」の内容及び健康管理委員会の助言に基づき、保護者の実施状況を伺い、ケア内容を確認します。必要に応じて、職員の同行受診により主治医の確認依頼や指導・助言を求めます。

入所後、保育所は保育における「医療的ケアに関する確認書」「医療的ケア児に関する保育計画書」「医療的ケア児に関する緊急時個別対応票」「医療的ケア児に関する災害時個別支援計画」を作成し、保育内容について説明し、同意を得ます。

2 慣れ保育の実施

児童が新しい環境に慣れるために、初日から一定の期間、保護者の付添いや通常の保育時間よりも短い時間での慣れ保育を実施します。

医療的ケアを安全に実施するために、保護者に確認しながら看護師がケアを行います。

慣れ保育の期間及び保育時間は、園長と相談の上、事前に定めます。児童の様子や状態によっては、保育時間の変更、期間の延長をする場合があります。

3 通常保育の実施（児童の状況により対応の変更があります。）

（1）登園時

- ・ 看護師、保育士で受け入れることを基本とします。
- ・ 受入れ時は、前日から登園までの児童の健康状態、家庭での様子を連絡帳等も活用しながら、保護者と確認します。
- ・ 看護師又は保育士が、医療的ケアに必要な物品や医療機器を保護者から受け取り、保護者とともに故障や破損等がなく使用できる状態であるかを確認します。
- ・ 体調不良により保育の継続が困難と判断される場合や、医療的ケアに関する確認書に該当するような場合には、園長、看護師と保護者が相談の上、保育を見合わせます。

（2）保育活動

- ・ 保育計画に基づき、1日の保育の流れに沿って保育士や看護師等それぞれが担当する役割分担を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。
- ・ 日常の活動については、安全面・衛生面に十分配慮しながら、それぞれの児童の個性を考慮した上で、活動ができるよう保育します。
- ・ 食事については、必要に応じて栄養士と連携して進めます。

(3) 医療的ケア

- ・ 主治医が作成した「医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」に基づき、保護者面談時に医療的ケアに関する確認書で確認した内容のとおり、医療的ケアコーナーまたは保育室で安全かつ衛生的に実施します。
- ・ 医療的ケアは、看護師、保育士で安全確認を行い実施します。実施後は、ケア内容を記録し職員間で情報共有を行います。
- ・ 定期的に保護者と保育所職員で面談を実施し、医療的ケアの内容や、保育中の注意事項等の確認をします。

(4) 降園時

- ・ 看護師または保育士から、児童の日中の様子や医療的ケアに関する実施状況等を伝えます。
- ・ 登園時に預かった物品や医療機器について不具合があれば報告し、保護者に返却します。

4 行事や園外保育について

- ・ 運動会や発表会等の行事、散歩などの園外活動やプール等については、個々の状態に合わせた無理のない内容で計画し、事前に保育所から保護者に説明や理解を得ておくほか、必要に応じて主治医に確認します。
- ・ 体調や行事当日の天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所が判断した場合は、参加を見合わせます。

5 医療機器等に関する確認

- ・ 主治医の指示通りのケアを実施するため、医療的ケアに必要な物品や医療機器は保護者が準備します。自宅で点検及び整備し登園時に持参し、医療機器、医療廃棄物は降園時に家庭に持ち帰り、医療機関の指示に従って処理します。
- ・ 医療的ケアに必要な物品や医療機器において、故障や破損が生じた場合には保護者負担とします。

6 日常の保育実施の留意点

(1) 園内での理解

在園児の保護者には、医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、医療的ケア児が在籍について伝えることや、こどもたちには、実施する医療的ケアの内容や、それぞれの器具の重要性や取扱いについて、年齢に応じて伝え、理解を深めます。

(2) 園内での感染症の対応

集団生活の間では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が発症した場合には、個々の状況を踏まえながら保護者と保育所で相談の上、登園を控えていただく場合があります。

(3) その他

①～③に該当する場合は在籍する保育所または、各区保子センまたは、保育総合にご相談ください。

- ① 入所後に医療的ケアが必要になった場合
- ② 入所後に医療的ケアが変更となった場合
- ③ 医療的ケアが中止となる場合

第3章 安全管理

1 緊急時の対応

(1) 平常時の備え

保育所は事故や怪我等の想定されるリスクについて保護者と確認のうえ、対応方法を職員と共有し、緊急時に適切な対応ができるよう訓練を実施します。

(2) 緊急時の対応

保育所が保育の継続が困難と判断する場合は、児童の体調不良（例：呼吸器疾患の場合のSpO₂ 値の低下等）医療的ケアが保育園で指示通り実施することが困難な場合等の理由により緊急対応が必要と保育所が判断した場合、あらかじめ保護者と確認した「医療的ケアに関する緊急時個別対応票」に基づき行動します。

2 災害発生時（自然災害による避難等）の対応

(1) 平常時の備え

- ・ 業務継続計画（BCP）に基づいて「医療的ケア児災害時個別支援計画」を作成し、保護者に説明と確認をします。
- ・ 「医療的ケア児災害時個別支援計画」では、災害の規模や被災状況により、保護者と連絡が取れなくなる場合も想定し、あらかじめ保護者との間で引渡しの方法や約束を決めておきます。また、保育所は、保護者の協力のもと災害に備え必要な医療的ケアに必要な物品と非常食、医薬品、消耗品の備蓄をし、非常用リュックを準備します。
- ・ 様々な災害を想定し、医療的ケア児の状態や特性に合わせた必要な研修や訓練を定期的に実施します。

(2) 災害時の対応

- ・ ケア実施中に発災した場合は、安全確保のためにケアを一時的に中断します。
- ・ 児童の安全を確認するとともに、医療機器が正常に作動しているか、バイタルサインに異常がないかを確認します。
- ・ 防災情報や避難情報に加えて、災害情報の確認し保育所から避難場所への避難が必要な場合は、医療的ケアに必要な物品と個別非常用リュックを携帯して避難する等、あらかじめ定めた「医療的ケアに関する災害時個別支援計画」に基づき行動します。

3 リスクマネジメント

保育所は重大な事故を未然に防ぐため、保育中の事故、ヒヤリハットを記録するとともに、園内のすべての職員同士で情報共有や事故検証を行い、改善策や予防策を検討し再発防止に努めます。

第4章 関係機関

1 関係機関との連携

安全・安心な医療的ケアの提供のため、児童に関係する関係機関、関連部署と連携をとりながら保育を行います。

(1) 主治医・在宅医等（入所前、入所後の医療的判断の確認）

保育所は、保護者をとおして主治医等から、医療的ケア児の保育に必要な指導・助言を受けます。また必要に応じて、保育所職員が同行受診し、医療的ケア内容の指導、助言等を直接確認します。

(2) 嘱託医(園医)

保育所は園医から医療的ケアについて必要な指導、助言を受けます。指導、助言内容については保護者と共有します。

園医健診時には保育所から園医に状況の報告をします。

(3) 医療的ケアに関するフォロー体制

南部・北部に医療的ケアフォロー医師（医師会より推薦）を置き、保育園職員を対象とした研修等を実施することや、入所決定後に、関係機関と入所する医療的ケア児へのケア内容や集団保育中の関わり方、安全配慮等についてのカンファレンスを実施し、主治医等と保育園とのフォロー体制を構築しています。

第5章 居宅訪問型保育事業の流れ

居宅訪問型保育事業とは、医療的ケアが必要な疾病、障害により集団保育が困難な児童を対象に、児童の居宅に家庭的保育者が訪問し1対1の保育を行う事業です。疾病や障害の程度により安全な保育の提供と集団での保育が可能な児童は、原則として公立保育所を利用していただきます。

- ・ 居住区の区役所（児童家庭課）、御相談ください。
- ・ 区役所（児童家庭課）の担当者から入所に係わる基本的な流れと必要書類について説明します。
- ・ 医療的ケアにかかわる内容について、各区保子センまたは、保育総合の職員が同席し説明します。

＜居宅訪問型保育事業に関するお問合せ先と電話番号＞ 月曜日～金曜日（祝日は除く）午前8時30分～午後5時00分	
区	各区役所 児童家庭課
川崎区	川崎区役所 児童家庭課 044-201-3219
幸 区	幸区役所 児童家庭課 044-556-6688
中原区	中原区役所 児童家庭課 044-744-3263
高津区	高津区役所 児童家庭課 044-861-3250
宮前区	宮前区役所 児童家庭課 044-856-3258
多摩区	多摩区役所 児童家庭課 044-935-3297
麻生区	麻生区役所 児童家庭課 044-965-5158



川崎市：居宅訪問型保育事業について
<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/000177171.html>

第6章 保育所入所以外の支援

1 交流保育

医療的ケアを必要とする児童とその家族等に対し、保育室や園庭で感染予防に配慮しながら保護者同伴で同年齢の園児と遊びや活動を体験する「交流保育」を行います。

また、保育所では、保育士を始め、看護師、栄養士の専門職による子育てに関する相談等も実施しています。

(1) 実施園

川崎市内公立保育所

(2) 対象者

0歳から就学前の児童と保護者

(3) 実施日・時間等

- ・ 平日の午前9時～午後4時の間で調整します。
- ・ 児童の様子やご要望に沿って交流内容を考えていきますので、受付フォームからお気軽にご連絡ください。

受付フォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/135089>



一緒に
遊びませんか！



2 一時預かり保育

医療的ケアを必要とする児童の集団経験や発達支援、児童の保護者など、家族の負担軽減を図るレスパイトやリフレッシュを目的とした一時預かり保育を実施します。

(1) 実施園

川崎区保育・子育て総合支援センター大島保育園	0 4 4 - 2 2 2 - 7 2 5 2
中原区保育・子育て総合支援センター中原保育園	0 4 4 - 7 3 3 - 3 8 3 5
宮前区保育・子育て総合支援センター土橋保育園	0 4 4 - 8 5 5 - 2 8 8 7
多摩区保育・子育て総合支援センター土淵保育園	0 4 4 - 9 3 3 - 8 9 5 1

(2) 利用区分

「緊急・一時保育／週 1 回程度」

(3) 定員

原則として 1 日当たり 1 名



川崎市：医療的ケアが必要なお子さんの保育所の利用をお考えの方へ→医療的ケア児の一時預かり保育のご案内

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000150039.html>

(4) 利用の対象となる児童

- ・ 医療的ケアが必要で、かつ、他に重篤な症状がなく、主治医から集団での保育が可能（※）と診断され、病状の程度により安全な保育の提供と集団での保育が可能であると健康管理委員会で判断された児童です。
- ・ 集団での保育が可能と判断される要件は次のとおりです。

※ 医療的ケア児における集団での保育可能な要件について

- ☐ 症状が固定されているか快方に向かっており、悪化は想定できない状態である。
- ☐ 悪化が予想されるような基礎疾患、合併症、感染症によるリスクが低い。
- ☐ 常にバイタルチェックが必要ではないこと。頻回なケアが必要ではない。
- ☐ 集団生活を送ることが、その児童にとって健康への過度な負担とならない状態である。
- ☐ 家庭で日常的に保護者が医療的ケアを実施しておりその状態が安定している。
- ☐ 保護者や主治医の同意のもと、保育所職員による同行受診や面談等、主治医との適切な連携が可能であり必要な支援を得られる。

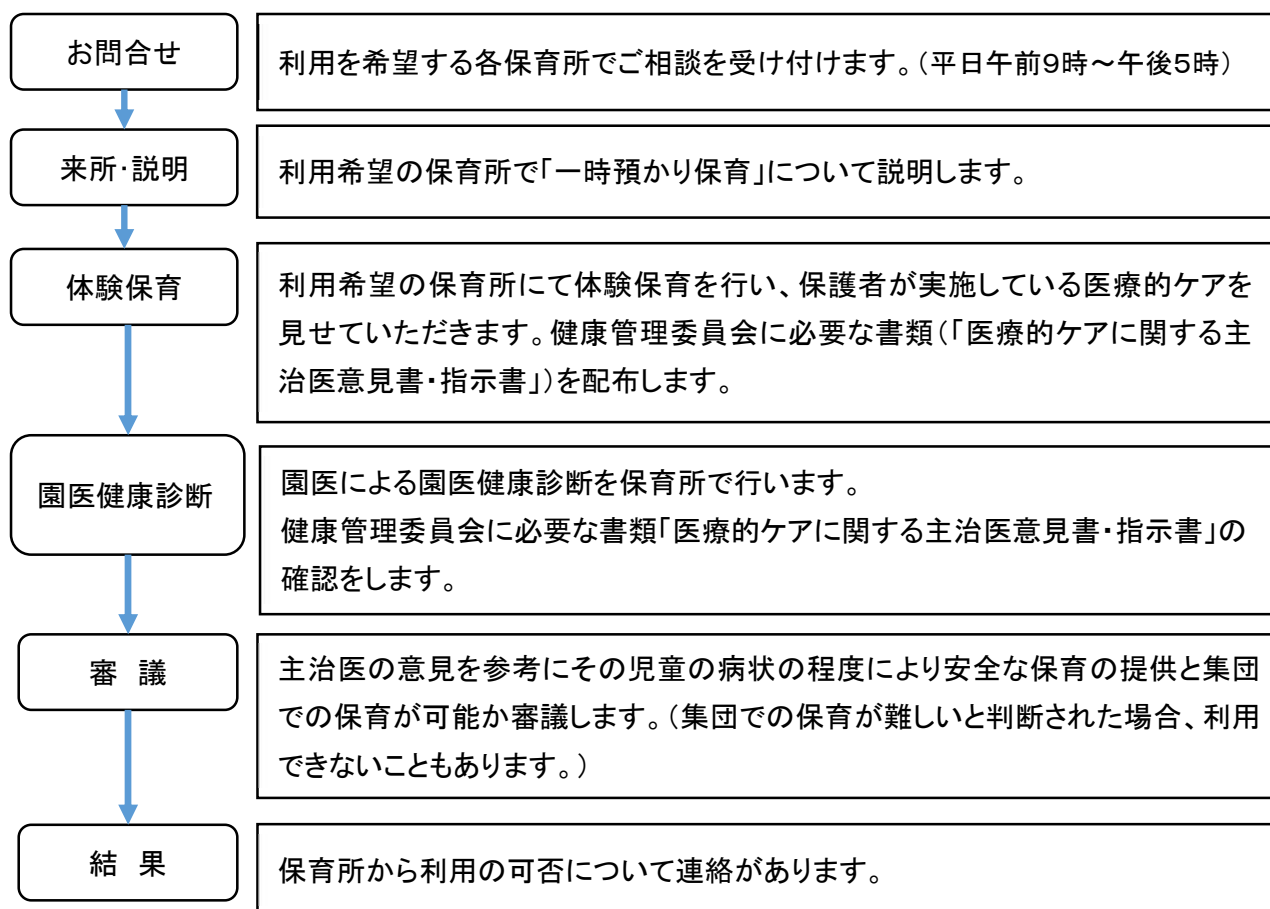
(5) 利用日時

月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（国民の祝日及び年末年始は除く）

(6) 医療的ケアの実施者

「医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」の内容に基づき、基本的には保育所の看護師が医療的ケアを行います。やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護職員等が不在の場合は、保護者等が医療的ケアを実施するか、医療的ケアの提供ができないことがあります。

(7) 基本的な流れ



(8) 利用開始について

利用の可能の連絡がありましたら、一時預かり保育の利用開始日について、保育所と日程の調整をしてください。

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

川崎市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用できる「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）を実施しています。

（1）実施施設

医療的ケア児については、公立（川崎市）実施施設で受入れます。

ケアによっては対応できない施設がありますので、利用を希望する各施設に必ず事前にご相談ください。

（2）利用区分

原則、柔軟利用（利用の都度、予約を行う形式）のみ

（3）定員

原則として各施設 1 日当たり 1 名

（4）対象者

次の①～③のすべてに該当し、かつ、医療的ケア児の利用については、一時預かり事業に準じます。

- ① 川崎市内在住のこども
- ② 0歳6か月～満3歳未満のこども（ケアによっては受入れ年齢に制限があります）
- ③ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に在籍していないこと。

（5）利用可能時間

- ① 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分

- ② こども 1 人につき月 10 時間まで

※同時期に複数の施設に登録し、利用することができます。

※複数の施設を利用した場合は、各施設の利用時間の合計が月 10 時間までとなります。

（6）医療的ケアの実施者

一時預かり事業に準じます。

（7）利用開始について

一時預かり保育の基本的な流れを参照してください。

制度全体の説明になります。公立実施施設につきましては、「実施施設一覧」からご確認ください。



川崎市：令和7年度乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
の実施について
<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html>

川崎市保育所における医療的ケア児受入れガイドライン

初版 発行 令和7年 4月

改訂 令和7年 12月

改訂 令和8年 10月

川崎市こども未来局